

教職課程認定審査の確認事項（平成 13 年 7 月 19 日 課程認定委員会決定）の改正 新旧対照表

改正案	現 行
<p>2 教育課程関係</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 領域及び保育内容の指導法に関する科目のうち保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)に係る部分、教科及び教科の指導法に関する科目のうち各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)に係る部分、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目)若しくは教育実践に関する科目は、教員養成を主たる目的としない学科等においても、内容に応じ、当該学科等の卒業の要件に係る科目として開設されているものを充てても差し支えないものとする。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 施行規則に定める各科目に含めることが必要な事項は、基準に定める場合を除き、認定を受けようとする課程の免許状の種類及び施行規則に定める科目区分ごとに授業科目を開設しなければならない。 また、施行規則において最低修得単位数を定める事項については、当該事項のみで構成する授業科目を当該最低修得単位数以上開設しなければならない(情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を除く)。</p>	<p>2 教育課程関係</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 領域及び保育内容の指導法に関する科目のうち保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)に係る部分、教科及び教科の指導法に関する科目のうち各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)に係る部分、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目)若しくは教育実践に関する科目は、教員養成を主たる目的としない学科等においても、内容に応じ、当該学科等の卒業の要件に係る科目として開設されているものを充てても差し支えないものとする。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 施行規則に定める各科目に含めることが必要な事項は、基準に定める場合を除き、認定を受けようとする課程の免許状の種類及び施行規則に定める科目区分ごとに授業科目を開設しなければならない。また、施行規則において最低修得単位数を定める事項については、当該事項のみで構成する授業科目を当該最低修得単位数以上開設しなければならない。</p>

<p>(5) 「教育の基礎的理解に関する科目等」において、施行規則に定める各科目に含めることが必要な複数の事項を同時に満たす授業科目を開設する場合においては、以下の観点から審査を行うこととする。</p> <p>取り扱う事項全ての内容を適切に表現した名称であること</p> <p>各事項において(7) の内容が適切に扱われており、特定の領域又は事項に偏っていないこと</p> <p>各事項において適切な授業時間数が確保されていること</p> <p><u>情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を他の事項と併せて開設する場合、施行規則に定める最低修得単位数に必要な授業時間数が確保されていることがシラバス上で確認できること</u></p> <p>(7) 授業科目の審査にあたっては、以下に定める事項の内容が含まれているか確認を行うこととする。</p> <p>教職課程コアカリキュラム (令和3年8月4日教員養成部会)</p> <p>外国語(英語)コアカリキュラム (文部科学省委託事業「英語教員の英語力・指導力強化のための調査研究事業」平成28年度報告書)</p> <p>3 教員組織関係</p> <p>(1) ~ (2) 省略</p> <p>(3) 令和2年度から令和4年度までに開始する教職課程の認定を受けよ</p>	<p>(5) 「教育の基礎的理解に関する科目等」において、施行規則に定める各科目に含めることが必要な複数の事項を同時に満たす授業科目を開設する場合においては、以下の観点から審査を行うこととする。</p> <p>取り扱う事項全ての内容を適切に表現した名称であること</p> <p>各事項において(7) の内容が適切に扱われており、特定の領域又は事項に偏っていないこと</p> <p>各事項において適切な授業時間数が確保されていること</p> <p>(7) 授業科目の審査にあたっては、以下に定める事項の内容が含まれているか確認を行うこととする。</p> <p>教職課程コアカリキュラム (平成29年11月17日「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」決定)</p> <p>外国語(英語)コアカリキュラム (文部科学省委託事業「英語教員の英語力・指導力強化のための調査研究事業」平成28年度報告書)</p> <p>3 教員組織関係</p> <p>(1) ~ (2) 省略</p> <p>(3) 「総合的な学習の時間の指導法」を含む科目を担当する専任教員、兼</p>
---	---

<p>うとする申請校については、「総合的な学習の時間の指導法」を含む科目を担当する教員が当該科目に関する10年以内の研究業績等を有していない場合において、以下のいずれかを有している者をもってあてることができる。</p> <p>ただし、その場合は、令和4年度末に当該教員の担当授業科目に関する研究業績等にかかる事後調査を行うこととする。</p> <p>「総合的な学習の時間の指導法」に関する10年以上前の活字業績 「各教科の指導法」「道徳の指導法」「特別活動の指導法」のいずれかに関する活字業績</p> <p>(4) <u>令和2年度から令和4年度までに開始する教職課程の認定を受けようとする申請校については、小学校教諭の教職課程の「各教科の指導法」の外国語(英語)指導法を含む科目を担当する教員が当該科目に関する研究業績等を有していない場合において、以下のいずれかを有している者をもってあてることができる。</u></p> <p>ただし、の業績のみを有している者をもってあてた場合は、令和4年度末に当該教員の担当授業科目に関する研究業績等にかかる事後調査を行うこととする。</p> <p>小学校学習指導要領における「外国語活動」(英語)に関する活字業績</p> <p>中学校又は高等学校の「外国語(英語)の指導法」に関する活字業績</p> <p>なお、英語以外の外国語の指導法については、それぞれ英語の場合の例によるものとする。</p> <p>(削除)</p>	<p>担教員又は兼任教員が当該科目に関する10年以内の研究業績等を有していない場合において、以下のいずれかを有している者をもってあてることができる。</p> <p>ただし、その場合は、平成34年度末に当該教員等の担当授業科目に関する研究業績等にかかる事後調査を行うこととする。</p> <p>「総合的な学習の時間の指導法」に関する10年以上前の活字業績 「各教科の指導法」「道徳の指導法」「特別活動の指導法」のいずれかに関する活字業績</p> <p>(4) 小学校教諭の教職課程の「各教科の指導法」の外国語(英語)指導法を含む科目を担当する教員等が当該科目に関する研究業績等を有していない場合において、以下のいずれかを有している者をもってあてることができる。</p> <p>ただし、の業績のみを有している者をもってあてた場合は、平成34年度末に当該教員等の担当授業科目に関する研究業績等にかかる事後調査を行うこととする。</p> <p>小学校学習指導要領における「外国語活動」(英語)に関する活字業績</p> <p>中学校又は高等学校の「外国語(英語)の指導法」に関する活字業績</p> <p>なお、英語以外の外国語の指導法については、それぞれ英語の場合の例によるものとする。</p> <p>(5) (3)及び(4)は平成32年度から平成34年度までに開始する教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。</p>
--	--

(5) 小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程の「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を含む科目を担当する教員が当該科目に関する研究業績等を有していない場合において、当分の間、「各教科の指導法」「教育の方法及び技術」のいずれかに関する活字業績を有している者をもってあてることができる。

(新設)

別表

認定を受けようとする課程	既に認定を受けている課程
(略)	(略)
中学校教諭免許課程(数学)	高等学校教諭免許課程(数学) 高等学校教諭免許課程(情報)
(略)	(略)
中学校教諭免許課程(技術)	高等学校教諭免許課程(情報) 高等学校教諭免許課程(工業)
(略)	(略)
高等学校教諭免許課程(数学)	中学校教諭免許課程(数学) 高等学校教諭免許課程(情報)
(略)	(略)
高等学校教諭免許課程(家庭)	中学校教諭免許課程(家庭)
高等学校教諭免許課程(情報)	中学校教諭免許課程(数学) 中学校教諭免許課程(技術)
(略)	(略)

別表

認定を受けようとする課程	既に認定を受けている課程
(略)	(略)
中学校教諭免許課程(数学)	高等学校教諭免許課程(数学)
(略)	(略)
中学校教諭免許課程(技術)	高等学校教諭免許課程(工業)
(略)	(略)
高等学校教諭免許課程(数学)	中学校教諭免許課程(数学)
(略)	(略)
高等学校教諭免許課程(家庭)	中学校教諭免許課程(家庭)
(新設)	(新設)
(略)	(略)